

家事司法政策の国際比較—子の福祉の観点から

子を有するカップルが別居または離婚した場合、家事司法の理論や実務においては、子とその非同居親が定期的に面会交流を持つことが子の福祉にかなうと考えられる傾向がみられる。しかし、現実には一方配偶者による DV 等のファミリー・バイオレンスがカップルの関係性の破綻事由となることも多々あり、面会交流が望ましくないケースもある。また、子の養育費の支払いや面会交流の回数・方法等をめぐり、離婚や法定別居に合意したカップル間であらたな紛争が生まれることも多々ある。こうした事例に対し、家事司法はいかなる視点から、どのような介入をすべきか。本研究会では、子の福祉の観点から今後の日本の家事紛争解決の改善に向けた糸口を得るために、海外の事例を紹介する。

日時： 2018年1月27日（土） 13:00～17:00

会場： 北海道大学法学部センター会議室 315 室

（札幌市北区北 9 条西 7 丁目、札幌駅西通り北口から徒歩 10 分）

参加費： 無料（どなたでも参加できます）

<報告者>

- 清末愛砂（室蘭工業大学大学院工学研究科准教授）
「離婚・法定別居後の子に関する取り決めと裁判所の介入—シンガポールを事例にして」
- 梅澤 彩（熊本大学大学院法曹養成研究科准教授）
「非血縁関係にある親と子の出自を知る権利と面会交流—ニュージーランドの実践から」
- 松村歌子（関西福祉科学大学健康福祉学部准教授）
「DV 事案における加害者への働きかけの必要性と子の福祉—カナダの取り組みから」
- 李妍淑（北海道大学アイヌ・先住民研究センター博士研究員）
「親子面会交流における支援の現状と課題—台湾の場合」

<コメンテーター>

- ◆ 井上匡子（神奈川大学法学部教授）

連絡先：室蘭工業大学大学院工学研究科ひと文化系領域 清末愛砂研究室

メール：akiyosue@mmm.muroran-it.ac.jp、電話：0143-46-5816（研究室直通）

本研究会は以下の研究課題の成果に基づくものです。

- ◆ 科学研究費補助金「アジア・太平洋地域における家族司法政策と民営化の影響に関する比較研究」（基盤研究 C 2015 年度〔10 月〕～2017 年度、代表：清末愛砂、研究課題番号：15K03074）
- ◆ 科学研究費補助金「生殖補助医療当事者間の非匿名化および面会交流に関する権利保障制度の立法論的研究」（若手研究 B 2016 年度～2018 年度、代表：梅澤彩、研究課題番号：16K21238）
- ◆ 科学研究費補助金「実効的な DV 被害者支援につながる加害者対策に関する比較研究」（若手研究 B 2015 年度～2017 年度、代表：松村歌子、研究課題番号：15K16974）
- ◆ 科学研究費補助金「中国における婚姻家族の紛争と裁判に関する比較法学的研究」（基盤研究 C 2017 年度～2019 年度、代表：李妍淑、研究課題番号：17K03313）